

## 令和2年度和歌山県一般会計補正予算

令和2年度和歌山県の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,386,379千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ691,424,298千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算の補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加及び変更は、「第3表 債務負担行為の補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債の補正」による。

令和2年11月27日提出

和歌山県知事 仁坂吉伸

第1表 歳入歳出予算の補正 (歳入)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 地方交付税		千円 171,818,363	千円 1,272,118	千円 173,090,481
	1 地方交付税	171,818,363	1,272,118	173,090,481
7 分担金及び負担金		1,036,746	4,650	1,041,396
	2 負担金	999,622	4,650	1,004,272
9 国庫支出金		152,040,262	1,979,468	154,019,730
	2 国庫補助金	113,167,907	1,979,468	115,147,375
14 諸収入		92,354,671	89,443	92,444,114
	6 雑収入	2,702,689	89,443	2,792,132
15 県債		97,918,700	40,700	97,959,400
	1 県債	97,918,700	40,700	97,959,400
<b>歳入合計</b>		<b>688,037,919</b>	<b>3,386,379</b>	<b>691,424,298</b>

(歳 出)				
款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		千円 31,247,483	千円 200,000	千円 31,447,483
	3 徴税費	4,214,302	200,000	4,414,302
4 衛生費		36,669,233	1,980,222	38,649,455
	1 公衆衛生費	22,222,498	1,979,468	24,201,966
	4 医薬費	10,582,355	754	10,583,109
6 農林水産業費		27,252,014	116,561	27,368,575
	1 農業費	6,438,739	200	6,438,939
	3 農地費	6,712,834	116,361	6,829,195
7 商工費		110,592,797	1,043,096	111,635,893
	1 商業費	102,498,551	1,043,096	103,541,647
8 土木費		104,915,798	46,500	104,962,298
	3 河川海岸費	24,530,223	46,500	24,576,723
<b>歳 出 合 計</b>		<b>688,037,919</b>	<b>3,386,379</b>	<b>691,424,298</b>

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
6 農林水産業費	3 農地費		809,231
		県営水利施設等保全高度化	31,378
		県営農道整備	151,500
		県営ため池等整備	176,925
	4 林業費		449,428
		一般治山	449,428
8 土木費	2 道路橋りよう費		5,096,200
			4,316,400
		道路維持	50,000
		道路保全	2,793,300
		道路改良	1,383,500
		広域地方計画道路改良	5,000
		小規模道路改良	39,100
	サイクリングロード整備	45,500	
	3 河川海岸費		488,500
		急傾斜地崩壊対策	64,700
		砂防	146,800
		小規模土砂災害対策	14,700
		災害関連緊急急傾斜地崩壊対策	51,100
		災害緊急がけ崩れ対策	64,200
5 都市計画費	海岸整備（海岸）	147,000	
		291,300	
	公共街路	261,300	
	地方特定道路整備（街路）	30,000	
合	計		5,905,431

第3表 債務負担行為の補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
1 令和2年度医療系高等教育機関施設設備整備	自 令和2年度 至 令和3年度 (2年)	千円 100,000
2 令和2年度官民連携のワーケーション等施設整備	自 令和2年度 至 令和4年度 (3年)	30,000
3 令和2年度和歌公園整備	令和3年度 (1年)	34,000

2 変 更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
1 令和2年度県道那賀かつらぎ線道路改良	令和3年度（1年）	千円 30,000	自 令和3年度 （2年） 至 令和4年度	千円 258,000



第4表 地方債の補正

1 変更

起債の目的	補正前			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
防災対策事業	千円 564,500	(1)借入先 政府、銀行 又はその他  (2)借入時期 令和2年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することができる。  (3)借入方法 普通貸借又 は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)	公的資金につ いては、その融通条 件により、銀行そ 他の場合にはそ の債権者と協定す るものとする。 ただし、県財政 の都合により、年 限変更、繰上償還 又は低利借換えす ることができる。



補 正 後			
限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
千円 605,200	(1)借 入 先 政府、銀行又 はその他  (2)借入時期 令和2年度 ただし、事業そ 他の都合によ り起債額の全部 又は一部を後年 度へ繰越して起 債することがで きる。  (3)借入方法 普通貸借又は 債券発行	% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)	公的資金については、 その融通条件により、銀 行その他の場合にはその 債権者と協定するものと する。 ただし、県財政の都合 により、年限変更、繰上 償還又は低利借換えする ことができる。



令和2年度和歌山県立こころの医療センター事業会計補正予算

第1条 令和2年度和歌山県立こころの医療センター事業会計予算（以下「予算」という。）の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
		収 入	
第1款 資本的収入	387,883千円	5,551千円	393,434千円
第1項 企業債	34,600千円	4,600千円	39,200千円
第3項 国庫補助金	8,746千円	951千円	9,697千円
		支 出	
第1款 資本的支出	395,114千円	5,551千円	400,665千円
第1項 建設改良費	45,641千円	5,551千円	51,192千円

第3条 予算第5条に定めた企業債の変更は、「別表 企業債の補正」による。

第4条 予算第9条として次の事項を追加する。

(債務負担行為)

債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
	自 令和2年度	
1 令和2年度給食業務委託	(4年)	270,402千円
	至 令和5年度	

令和2年11月27日提出

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

別表 企業債の補正

1 変 更

起債の目的	補 正 前			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
医療機器整備事業	千円 30,100	(1)借入先 政府、銀行 又はその他  (2)借入時期 令和2年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することができる。  (3)借入方法 普通貸借又 は債券発行	%  5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)	公的資金につ いては、その融通条 件により、銀行そ 他の場合にはそ の債権者と協定す るものとする。 ただし、企業財 政その他の都合に より、年限変更、 繰上償還又は低利 借換えすることが できる。

補 正 後			
限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
千円 34,700	<p>(1)借 入 先 政府、銀行又はその他</p> <p>(2)借入時期 令和2年度 ただし、事業その他の都合により起債額の全部又は一部を後年度へ繰越して起債することができる。</p> <p>(3)借入方法 普通貸借又は債券発行</p>	<p>%</p> <p>5.0以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)</p>	<p>公的資金については、その融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。</p> <p>ただし、企業財政その他の都合により、年限変更、繰上償還又は低利借換えすることができる。</p>

議案第148号

## 令和2年度建設事業施行に伴う市町村負担金について

令和2年度において県が施行する土木その他の建設事業により利益を受ける市町から、下記により、負担金を徴収いたしたいので、地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和2年11月27日提出

和歌山県知事 仁坂吉伸

記

事業種別	負担市町村名	事業費	負担率	負担金の額
[ 一般会計 ] (県土整備部関係)		千円		千円
災害緊急がけ崩れ対策	和歌山市	7,000	事業費の 0.100	700
	紀の川市	18,000	〃	1,800
	那智勝浦町	11,500	〃	1,150
	串本町	10,000	〃	1,000
	計	46,500		4,650

ただし、事業費に増減を生じた場合は、負担割合に応じて知事において負担金の額を増減することができる。